

■建築協定一覧表

下表は各協定の概要になります。詳細については、計画調整局建築指導部建築企画課にてご覧いただけます。

	名 称	位 置	区域面積	目的	建築物等の基準の概要						認 可 年月日 (最新の更新日)	有効期間 (有効期限)
					敷地	位置	構造・形態	用途	意匠	その他		
1	ドムール北畠 住 宅 地 区 建 築 協 定	阿倍野区 北畠 3 丁目 48 番 4 他 28 筆	4,300 m ²	住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。	・土地の形質の変更及び専有敷地の分割をしない。	・協定における建築物の位置をこえて建築しない。	・協定における建築物の高さ及び階数をこえて建築しない。	・住宅以外の用途に変更しない。	・屋根、外壁の材料又は色彩については協定時におけるものから著しく異なるものに変更しない。 ・屋外広告物を設置しない。	・木竹の伐採については、「大阪市風致地区内における建築物等の規制に関する条例」の規定によるほか、できるだけ緑化を図る。	H4. 12. 15 (R4. 12. 15)	10 年 (R14. 12. 14)
2	大阪ビジネスパーク地区 建 築 协 定	中央区 城見 1 丁目 2 番 1 他 4 筆 及び 城見 2 丁目 1 番 2 他 16 筆	175,072 m ²	大阪の情報・文化及び国際化の新しい拠点並びに大阪城公園と一緒に公園の中のビジネス街を目指す開発理念に沿って、調和のある都市空間と良好な都市環境の形成を図ることを目的とする。	・十分な空地を確保し、一体的に利用できる快適な広場となるよう考慮するとともに、地球環境負荷の低減、地域の省エネルギー・省CO ₂ 及び地域の防災性向上のために有効に活用する。	・建築物は街区の外周部から 6 m 以上(都市計画道路片町徳庵線沿道については 10 m 以上)後退する。	・軒高、形態は、周辺環境と調和するものとなるよう協定運営委員会にて調整する。	・業務施設、商業施設、教育・文化施設、医療施設若しくはビジネスサポート機能としての居住施設(国際的ビジネス拠点にふさわしい賃貸レジデンスに限る。)又はそれらの関連施設とする。	・外装の主色は、周辺環境と調和するものとなるよう協定運営委員会にて調整する。	・屋上の高架水槽、クリーリングタワー等は、隠蔽するなど意匠上の配慮をする。 ・電力柱、電話柱は設置しない。 ・緑地・歩道の整備を行う。	H26. 12. 22 (R6. 12. 22)	5 年 (R11. 12. 21)

	名称	位置	区域面積	目的	建築物等の基準の概要						認可年月日 (最新の更新日)	有効期間 (有効期限)
					敷地	位置	構造・形態	用途	意匠	その他		
3	加美都市型 小規模工場 団地建築協定	平野区 加美東6丁目 17番19 他29筆	10,659 m ²	工場団地と しての利便 と、都市景 観、環境を 高度に維持 増進するこ とを目的と する。	・分譲区画地は分 割しない。 ・建築物は1区画 につき1棟と する。	・外壁等は、区域内 道路の境界線から 5m以上(一部 4.5m以上)後退す る。 ・外壁等は、隣地境 界線から70cm以 上後退する。	・構造は、木造 又は軽量鉄 骨造としな い。 ・外壁は、遮音 性と耐火性 においてALC パネル厚さ 10cmと同等 もしくはそれ 以上の性 能を有する 材料とする。	・製造業の工場とする。	・看板、屋外照明設 備は協定運営委 員会が定める基 準による。	・空地の部分は、駐車用 又は植栽スペースと する。 ・塀は生垣、ネットフェ ンス等とし、高さは2 m以下とする。 ・高架水槽、クーリング タワー等は隠蔽する など意匠上、防音上の 配慮をする。 ・さく井設備は、設置し ない。	H8.2.14 (H28.2.14)	10年 (R8.2.13)
4	弁天町駅前 開発地区 建築協定	港区 弁天1丁目 2番他44筆	30,133 m ²	都市の拠点 地区に相応 しい公共的 広場、地区 の分断の防 止、連携の 強化、一体 化を図るた めの公共的 通路を確保 し、副都心 機能を高度 に維持する ことを目的 とする。		・棟、梁、壁又は天井 等は、建築限度線 を越えない。				・公共的通路は、公開の 通路の用に供するも のとし、区域内の人工 地盤とJR大阪環状線 弁天町駅、地下鉄中央 線弁天町駅を一体的 に結ぶためのものと する。 ・公共的広場は、公開の 広場の用に供する。 ・公共的広場及び公共的 通路には広場又は通 路の利用に障害とな る工作物等の設置は 行わない。	H4.8.1 (H24.8.1)	20年 (R14.7.31)
5	テクノパーク 島屋建築協定	此花区 島屋4丁目 21番15 他29筆	23,229 m ²	都市型・高 付加価値型 の工業団地 としての利 便と環境を 高度に維持 増進すると ともに新たな 都市景観を創 出することを目的 とする。	・分譲区画地は分 割してはなら ない。	・外壁等は隣地境 界線から1m以 上後退する。 ・外壁等は区域内道 路及び隣接する道 路の境界線から5 m以上(一部3m 以上)後退する。	・木造、軽量鉄 骨造としな い。 ・外壁は、遮音 性と耐火性 においてALC パネル厚さ 10cmと同等 もしくはそれ 以上の性 能を有する 材料を使用 する。	・製造業の工場(研究所 を含む)とし、容積率 200%を超える部分の 過半の床面積は研 究・開発・企画・設計・ 試作等の用に供する スペースとする。	・広告表示等は自 社企業名や自社 事業広告等自己 目的のものと し、自己建築物 と一体的に周辺 環境に配慮した 形態・意匠とす る。 ・広告表示等の屋 上設置及び電光 表示は禁止す る。	・空地部分は歩行用、駐 車用又は植栽スペー スとする。 ・建築物の正面及び主要 出入口は、指定の方向 とする。 ・さく井設備は、設置し ない。 ・分譲土地に存する工作 物等は良好な状態で 維持し、企業銘板の新 設又は更新を行う場 合には周辺環境に配 慮した形態・意匠とす る。	H18.3.31 (H28.4.14)	10年 (R8.4.13)

	名称	位置	区域面積	目的	建築物等の基準の概要						認可年月日 (最新の更新日)	有効期間 (有効期限)
					敷地	位置	構造・形態	用途	意匠	その他		
6	法善寺横丁建築協定	中央区 道頓堀1丁目 1番47 他12筆	1,897 m ²	周辺の都市環境と調和のとれた、なにわ文化の魅力にあふれた横丁を維持し、法善寺横丁らしい風情ある町並の創出と、安心して楽しめる街づくりの促進を目的とする。	・幅員2.7mの通路を2m以上含む。	・建築物の3階の外壁面は、通路の中心より3m以上後退する。 ・後退した部分には、通路に面する幅1.8m以上、奥行0.9m以上のバルコニーを設け、避難器具を設置する。	・通路及び避難通路に面する外壁以外の隣接する設定敷地に面する外壁には、開口部を設けない。	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第112号)第2条に定める「性風俗関連特殊営業」及び、法別表第一(六)に定める用途は禁止する。	・外壁及び屋根の意匠は、法善寺横丁らしい景観に配慮したものとする。	・通路の幅員は、2.7mとする。 ・通路内及び上空に建築物を設けない。 ・安全性を確保するため、避難通路を設定する。 ・避難通路内及び上空に、建築物を設けない。 ・バルコニーには、一切の物を置かない。 ・建築物内に非常用照明を設置する。 ・看板の設置は、自己建築物の壁面を利用し、意匠は、法善寺横丁らしい景観に配慮したものとする。 ・床置き看板、各種マーカー及び外壁装飾等を設置する場合は通路に突き出さない。 ・防災機能の確保、防災訓練の実施により、この地域における防災活動を推進する。	H15.9.30 (R5.10.10)	10年 (R15.10.9)

	名称	位置	区域面積	目的	建築物等の基準の概要						認可年月日 (最新の更新日)	有効期間 (有効期限)
					敷地	位置	構造・形態	用途	意匠	その他		
7	パークサイド 城北公園通 建築協定	旭区 赤川4丁目 1388番23 他6筆	455 m ²	住宅地として良好な環境を高度に維持増進することを目的とする。	・敷地の分割はしてはならない。		・建築物等の形態は良好な住宅地に調和するものでなければならない。	・専用住宅又は一定条件を備えた併用住宅とする。	・良好な住宅地に調和するものでなければならない。	・建築物等の色彩は良好な住宅地に調和するものでなければならない。 ・南西側道路面の敷地境界線から1.394m内側の線までは通路としての形態・機能を維持するものとする。	H18.3.10 (H28.3.24)	10年 (R8.3.23)
8	淀川リバーサイド十三東 建築協定	淀川区 十三東3丁目 61番5 他7筆	510 m ²	住宅地として良好な環境を高度に維持増進することを目的とする。	・敷地の分割はしてはならない。		・建築物等の形態は良好な住宅地に調和するものでなければならない。	・専用住宅又は一定条件を備えた併用住宅とする。	・良好な住宅地に調和するものでなければならない。	・建築物等の色彩は良好な住宅地に調和するものでなければならない。 ・北側道路面の敷地境界線から0.55m内側の線までは通路としての形態・機能を維持するものとする。	H18.8.23 (H28.9.1)	10年 (R8.8.31)
9	スマ e タウン・Urban 鶴見緑地建築協定	鶴見区 横堤4丁目 121番1	2,899.85 m ²	住宅地として良好な環境を高度に維持増進することを目的とする。	・協定締結時における区画とし、分割してはならない。 ・協定締結時の敷地の地盤面の高さを変更してはならない。	・外壁等は道路境界線から1m以上後退する。	・階数は地上2階以下とする。 ・高さは地盤面から10mを超えないものとする。 ・建築物等の形態は周辺の建築物や街並みに配慮しなければならない。	・1戸建ての専用住宅とする。	・周辺の建築物や街並みに配慮しなければならない。	・道路境界線から後退した部分は適切に植栽し開放性のあるものとする。 ・敷地面積の3%以上の緑地を確保する。 ・隣地境界に面する垣又は柵の構造は、生垣、ネットフェンス等とする。 ・建築物等の色彩は周辺の建築物や街並みに配慮しなければならない。	H25.2.27 (R5.3.8)	10年 (R15.3.7)
10	ハピアガーデン四季のまち 建築協定	西淀川区中島 1丁目100番 592他258 筆	37,087.82 m ²	住宅地として良好な環境を高度に維持増進することを目的とする。 ただし、分割後の区画面積がそれぞれ90m ² 以上確保される場合はこの限りでない。	・協定締結時における区画とし、分割してはならない。 ただし、分割後の区画面積がそれぞれ90m ² 以上確保される場合はこの限りでない。		・高さは地盤面から10mを超えないものとする。	・専用住宅又は一定条件を備えた併用住宅とする。 ・上記以外は、住宅地として良好な環境を害するおそれがないものとして委員会が承認したものとする。		・外壁若しくは屋根又は垣若しくはさくに設置する広告看板の面積は2m ² 以下とする。	H28.1.14 (R8.1.22)	10年 (R18.1.21)

	名称	位置	区域面積	目的	建築物等の基準の概要						認可年月日 (最新の更新日)	有効期間 (有効期限)	
					敷地	位置	構造・形態	用途	意匠	その他			
11	戎橋筋商店街建築協定	中央区道頓堀 1丁目1番5 ほか16筆、難波1丁目7番 2ほか30筆、 難波3丁目2番1ほか56筆	9,960.04 m ²	ミナミの花道にふさわしい「安心・清潔で賑わいのあるまち」の実現をめざすことを目的とする。				次に掲げる用途を禁止 ・1階の戎橋筋商店街アーケードに面する部分を事務所、住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの。 ただし、1階の当該用途に供する部分が昇降機又は廊下若しくは階段の用に供する部分のみであるものを除く。 ・法別表第2(ほ)項第2号に掲げるもの(ただし、ゲームセンターは除く。) ・1階の戎橋筋商店街アーケードに面する部分を畜舎の用途に供するもの ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項に規定する営業を行いうもの(ただし、ゲームセンターは除く。) ・大阪府特殊風俗あっせん事業の規制に関する条例(平成17年大阪府条例第102号)第2条第3項に定める「特殊風俗あっせん」を行うもの ・1階の戎橋筋商店街アーケードに面する部分を動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第10条第1項に規定する動物の取扱業の営業に供するもの				H28.8.10 (R8.8.18)	10年 (R8.8.18)

	名称	位置	区域面積	目的	建築物等の基準の概要						認可年月日 (最新の更新日)	有効期間 (有効期限)	
					敷地	位置	構造・形態	用途	意匠	その他			
12	なんさん南北通り建築協定	中央区 難波 5 丁目 12 番 他 29 筆	中央区 難波千日前 3 番 1 他 23 筆	なんさん南北通り (なんさん通りのうち、難波中 2 交差点より北に延伸する通り) に面する部分は自動車の出入口 (荷物の搬入・荷捌きを目的として設けるものを除く。) を設けないものとする。	42,061.96 m ²			(1) 次に掲げる用途を禁止 ・1階のなんさん南北通りに面する部分を自動車車庫 (荷物の搬入・荷捌きを目的として設けるものを除く)、事務所、住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの。ただし、1階の当該用途に供する部分が昇降機又は廊下若しくは階段の用に供する部分のみであるものを除く。 ・法別表第2(ほ)項第2号に掲げるもの(ただし、ゲームセンターは除く。) ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項、第 6 項から第 11 項まで及び第 13 項に規定する営業を行うもの(ただし、ゲームセンターは除く。) ・大阪府特殊風俗あっせん事業の規制に関する条例(平成 17 年大阪府条例第 102 号)第 2 条第 3 項に定める「特殊風俗あっせん」を行うもの。 ・危険物の貯蔵又は処理に供するもの(ただし、自己の使用のための貯蔵又は処理に供するものは除く。) ・倉庫業を営む倉庫				R5.10.27 (R15.11.14)	10 年 (R15.11.14)

	名称	位置	区域面積	目的	建築物等の基準の概要						認可年月日 (最新の更新日)	有効期間 (有効期限)
					敷地	位置	構造・形態	用途	意匠	その他		
12	なんさん南北通り建築協定							(2)建築物の用途をホテル又は旅館とする場合は、協定区域内のなんさん南北通りに面する区画の1階に店舗、展示場等、歩行者が日常的に利用できる施設を設ける。				